

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

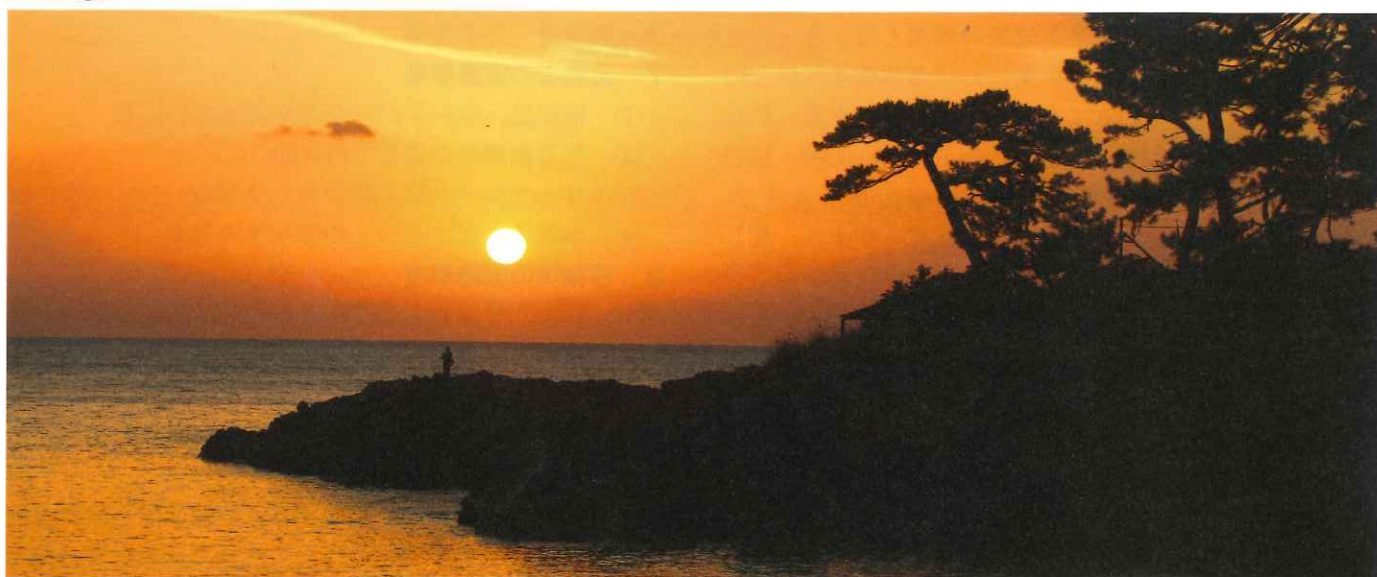
発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2019年（令和元年）

December

12月号

令和元年度年末年始無災害運動について



長崎鼻（いちき串木野市）

【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
令和元年度年末年始無災害運動について	2
「令和元年度年末年始無災害運動」図書・用品のご案内	3
鹿児島県の特定（産業別）最低賃金が改正されました	4
年末年始建設業一斉集中立入調査の実施について	5
災害に学ぶ	
～移動式クレーン転倒事故を起こさせないために～	6
「えるほし2社」、「くるみん1社」認定しました！	7
女性活躍推進法が改正されました	8
令和元年 業種別死傷災害発生状況（10月末速報版）	9
2020年4月1日から改正労働者派遣法が施行されます	10

働き方・休み方改善ポータルサイトを

活用して働き方改革に取り組んでみませんか？	11
情報機器作業における労働衛生管理のための	
ガイドラインについて（通達）	12
令和元年度鹿児島県労働災害防止研修会のご案内	12
12月は職場のハラスメント撲滅月間です！	13
ヒアリへの対応について（再度の注意喚起）通達	14
令和元年度安全衛生教育促進運動の実施について	14
荷主等の事業場の担当者への	
安全衛生教育講習会のご案内	15
令和2年1月の講習開催のご案内	16

さくらじま

寒いと体が痛くなる。若い頃に痛めた膝や腰の痛みがつらい。しかも、歳をとるにつれ、だんだんとひどくなる。生活に支障がでるような体の衰えも足下に忍び寄り、いよいよ動作の鈍さを感じ始めた。しかし、60歳以上の方からしたら、まだまだこれからと言ったところであろう。ところで、高齢者の労働災害が増えている。2018年の60歳以上の休業4日以上死傷者数は約3.3万人で、10年前と比較し約1万人も増えた。背景には、働く高齢者の増加がある。労働力調査をみると、2018年平均の55歳以上の雇用

者数は1,385万人で全年齢階層の25%を占めるようになった。今後は、人手不足などにより、高齢者の職場への参加はますます重要性を増す。現在、厚生労働省では「高齢労働者の安全と健康に関する有識者会議」が開かれており、今月、中間とりまとめの予定である。行政にとって、高齢者の安全は喫緊の課題である。私も近く高齢労働者の仲間に入る。その時まで、健康に気をつかいつつ、そこそこは役に立てるくらいの体作りをしておきたい。来年は、東京オリンピックが開かれる。体育の年である。これを機に、毎日のお酒もほどほどにして、ジョギングでも始めようか。

令和元年度 年末年始無災害運動実施要領

中央労働災害防止協会

1 趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で49回目を迎える。

わが国の労働災害は、産業・就業構造の第三次産業へのシフト、高齢労働者の増加などを背景に、その発生状況も変化してきた。平成30年は、死亡者数こそ前年を下回ったが、死傷者数は3年連続の増加となった。大きな要因のひとつが、第三次産業における休業4日以上（転倒・社会福祉施設での「動作の反動・無理な動作（腰痛等）」の増加が目立つ。

転倒や腰痛は、高齢になるほど重症化しやすく、忙しい時ほど発生しやすい傾向にある。労働者死傷病報告を基にした労働災害分析データでも、50～59歳、60歳以上の被災が他の年齢層を大きく上回り、全体の50%を占めている。第三次産業だけでなく、あらゆる業種・業態に共通の課題として、日々の作業や安全衛生教育の中で注意を促し、災害を未然に防ぎたい。

健康面では、働き方改革関連法の施行に伴う労働安全衛生法改正により、過重労働やメンタルヘルス不調など健康リスクの高い状態にある労働者を見逃さないため「産業医・産業保健機能の強化」が図られた。また、労働施策総合推進法の改正により、職場におけるハラスメント防止対策も強化されることとなる。従業員の健康障害やメンタルヘルス不調を未然に防ぐとともに、気軽に相談ができる体制を整備するなど、一層の配慮が求められる。

さらに、毎年約1,000件の製造・輸入届出がある化学物質については、規制対象物質にとどまらず、危険有害性が不明な化学物質を含めて、ばく露低減措置と教育の徹底が必要である。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者双方が改めて安全衛生意識を高め、経営トップの強い決意のもとで、災害のない職場づくりに取り組むことが重要となる。しっかり計画を立て、一丸となって安全衛生活動を推進したい。

年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。各事業場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非常作業における安全確認の徹底、高所作業におけるフルハーネス型

墜落制止用器具の整備を含めた保護具の点検の実施、労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となる。

令和となって初めての年末を、皆で力を合わせて無事に締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たにしたい。

このような状況を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、『令和最初の年末年始 安全健康 心に誓う』を標語として展開することとする。

2 実施期間

令和元年12月1日から令和2年1月15日までとする。

3 運動標語

『令和最初の年末年始 安全健康 心に誓う』

4 主 唱 者 中央労働災害防止協会

5 後 援 厚生労働省

6 実施者 各事業場

7 主唱者の実施事項

- (1) 機関誌、ホームページ等を通じての広報
- (2) 報道機関等を通じての周知
- (3) リーフレット等の制作および配布
- (4) 小冊子、ポスター、のぼり等の頒布

8 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- (3) KY（危険予知）活動を活用した非常作業における労働災害防止対策の徹底
- (4) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (5) フルハーネス型墜落制止用器具を含めた安全保護具・労働衛生保護具の点検と整備
- (6) 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (7) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- (8) 交通労働災害防止対策の推進
- (9) 安全衛生パトロールの実施
- (10) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (11) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- (12) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (13) 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (14) 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒、食生活等）に関する健康指導の実施
- (15) インフルエンザ等の感染症予防対策の徹底
- (16) 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- (17) 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- (18) 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (19) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

(公社) 鹿児島県労働基準協会

なお、用品等の問い合わせ・注文は、最寄りの各支部へお願いします。

FAX 0997-22-2731

年末年始に向けて職場の皆さんで安全衛生活動の拠点検を行い、安全で働きやすい職場づくりを進めましょう。
スローガン「令和最初の年末年始 安全健康 心に誓う」のもと、
無災害の実現に向け、中災防の図書・用品の活用を！

運動実施期間が拡大！
2019.12.1
2020.1.15

NEW

令和最初の年末年始
安全健康 心に誓う

着物 申込 No.533 346円 B2判

NEW

健康安全 意識を高め
目指せゼロ災害金メダル

2020年 年間標語 申込 No.534 346円 B2判

NEW

！このポスターは...P.6へ

NEW

令和最初の年末年始
安全健康 心に誓う

干支 申込 No.535 265円 B2判

NEW

令和最初の年末年始
安全健康 心に誓う

2019-2020 年末年始無災害運動

子供 申込 No.536 265円 B2判

NEW

！この図書は...P.16へ

NEW

令和最初の年末年始
安全健康 心に誓う

2019-2020 年末年始無災害運動

ヨシダ君 申込 No.537

無災害チェックカレンダー付き！ 265円 B2判

以下のサイトよりヨシダ君のかわいいお正月のイラストや卓上POPがダウンロードできます。
<https://www.jisha.or.jp/>

NEW

2019・2020 令和最初の年末年始無災害運動

20個入 申込 No.573 693円

※40mm ビン付 再生ポリプロピレン (煎やしても有害物質が発生しません)

NEW

デジタル版ポスターの販売を開始しました。

詳しくは販売サイトへ
[中災防 図書 用品 検索](#)

2019年 11月1日より販売開始

消費税について 掲載の図書・用品・ポスター代、社名印刷代、発送料は消費税10%込みの価格となっております。



令和元年度 年末年始無災害運動標語

令和最初の年末年始
安全健康 心に誓う

+

年末年始無災害運動

特大
申込No.575
344円
1.4×0.5m
(縦0.7mの2分割)

大
申込No.576
206円
1.09×0.38m

小
申込No.577
172円
0.93×0.2m

左ののぼりは「小
縦横比です。特
大の縦横比は異な
ります。」

鹿児島県の特定（産業別）最低賃金が改正されました。

鹿児島労働局賃金室

3つの特定（産業別）最低賃金のうち、百貨店、総合スーパー最低賃金を除く2つにつきましては、令和元年8月23日に鹿児島労働局長から鹿児島地方最低賃金審議会に対して改正が諮問され、同審議会において、令和元年10月3日から10月31日にかけて計6回の審議が行なわれた結果、表のとおり、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については24円引上げの時間額812円、自動車（新車）小売業最低賃金については23円引上げの時間額844円の答申があり、法定の手続きを経て、答申どおり改正することになったものです。

これにより、令和元年10月3日より発効している地域別最低賃金（鹿児島県最低賃金）【時間額790円】と併せ、令和元年度の最低賃金改正手続きはすべて終了したことになります。

改正されなかった、百貨店、総合スーパー最低賃金につきましては、令和元年10月3日より鹿児島県最低賃金額790円以上の支払いが必要ですので、ご注意ください。

当局ホームページには、最低賃金についての一覧表の他、時間給、日給、月給による最低賃金との比較方法や、実際に支払われている賃金が最低賃金額を上回っているかどうかを確認できるプログラムなどもありますので、ぜひご覧ください。

地域別最低賃金			
	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県最低賃金	790円	令和元年 10月3日	鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

特定最低賃金（産業別最低賃金）			
産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む）	812円 【令和元年12月18日までは790円】	令和元年 12月19日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋳ばり取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
自動車（新車）小売業	844円 【令和元年12月28日までは821円】	令和元年 12月29日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	790円	令和元年 10月3日	【注釈】 左記の最低賃金は、令和元年度は改正がありませんでした。このため、令和元年10月3日から鹿児島県最低賃金790円以上の支払いが必要となります。

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 特定最低賃金（産業別最低賃金）は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。
地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
①臨時に支払われる賃金（結婚手当など） ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金 ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

《最低賃金に関するお問い合わせ先》

鹿児島労働局賃金室 （電話）099-223-8278
鹿児島労働基準監督署 （電話）099-214-9175
鹿屋労働基準監督署 （電話）0994-43-3385

川内労働基準監督署 （電話）0996-22-3225
加治木労働基準監督署 （電話）0995-63-2035
名瀬労働基準監督署 （電話）0997-52-0574

鹿児島労働局・労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>

最低賃金テレホンサービスTEL099-223-8881

年末年始建設業一斉集中 立入調査の実施について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局は、令和元年12月1日(日)から令和2年1月31日(金)までの期間を「年末年始建設業一斉集中立入調査」として、鹿児島労働局と管内の5つの労働基準監督署において、建設現場に対する一斉立入調査を実施します。

1 趣旨

鹿児島労働局管内の本年1月から10月までの休業4日以上労働災害による死傷者数は、全産業で**1,509人（対前年同期+38人）**、建設業においては**236人（対前年同期+2人）**で、いずれも横ばいです。一方、建設業の死亡者数は4人（対前年同期±0人）です。しかし、年末年始は何かと慌ただしい時期であり、作業や生活のリズムが変わりやすいことから、建設業では労働災害が発生しやすい時期となっています。

以上のような状況から、鹿児島労働局では、管下の労働基準監督署と一体となり、年末年始における建設現場の労働災害を防止し、一層の安全衛生水準の向上を図るため、建設業一斉集中立入調査を実施します。

2 実施期間

令和元年12月1日(日)～令和2年1月31日(金)

3 監督指導の重点

死亡災害のリスクが高い「**三大災害**」（**墜落・転落災害、建設機械災害、土砂崩壊災害**）のおそれのある現場。

●墜落・転落災害の防止対策

足場の組立て等による安全な作業床の設置

足場の組立て等作業主任者の選任

墜落制止器具の使用

開口部等への囲い・手すり等の設置 等

* 本年の**死傷者数の約3分の1、死亡者数のうち1名**が墜落・転落によるものです。

また、スレート屋根を踏み抜いて墜落する災害も依然として発生しています。

●建設機械災害の防止対策

有資格者による運転

作業半径内の立入禁止

安全な運行経路の確保 等

* 重機と作業員が近接作業とならないよう確実な対策を講じること。

●土砂崩壊災害の防止対策

掘削箇所の事前調査

法面の安全勾配の確保

土止支保工の設置

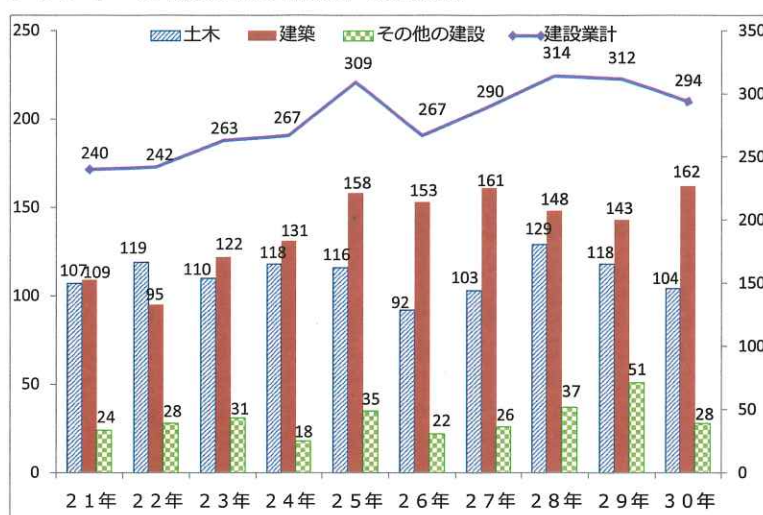
地山の掘削作業主任者の選任 等

* 本年の**死亡者数のうち1名**が土砂崩壊災害によるものです。

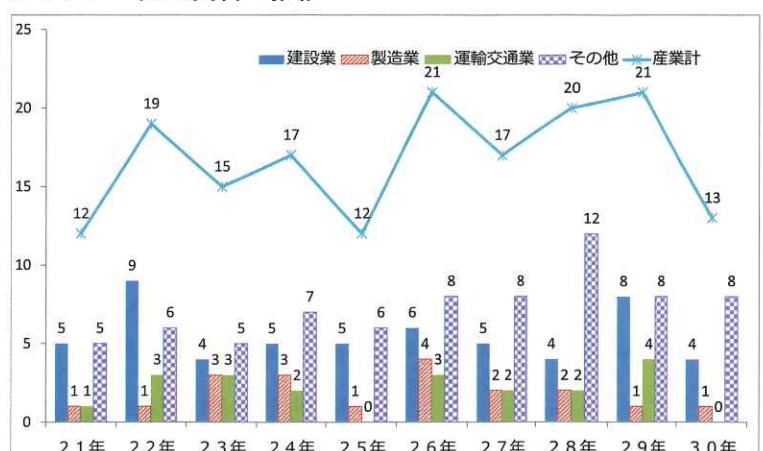
表1 令和元年 業種別死傷災害発生状況（10月末）

業 種	死傷者数	死亡者数
全産業	1509	11
建設業	236	4
土木工事業	94	1
建築工事業	118	3
その他の建設業	24	0

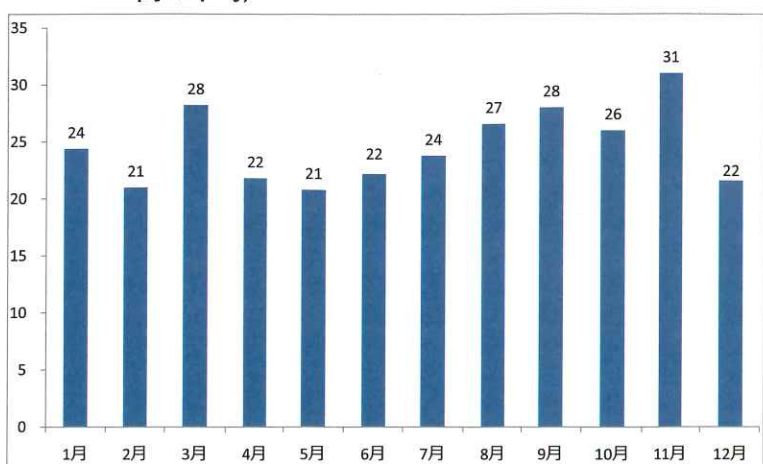
グラフ1 労働災害発生状況（建設業）



グラフ2 死亡災害の推移



グラフ3 月別平均労働災害発生状況（建設業における過去5年間の平均）



災害に学ぶ

移動式クレーン転倒事故を起こさせないために ＝基本を守って安全作業＝

鹿児島労働局健康安全課

【はじめに】

県内における労働災害は減少・増加を繰り返しつつも長期的には減少傾向にあり、昨年は、前年比で1.3%の減少がみられたところです。

災害統計等で現れないものの、依然として発生している労働災害としてあげられるのが移動式クレーンの転倒事故です。

これは労働者が被災しない限り休業4日以上労働災害の統計に反映されず、数字として見えないために目立ちませんが、ひとたび発生すると運転者の負傷、移動式クレーン自体の損傷にとどまらず、付近の労働者、通行者及び建物等に甚大な被害をもたらすことも少なくありません。

今回は、この移動式クレーンの転倒事故の中から、建設現場で発生した事例を紹介し、災害防止について考えてみたいと思います。

【災害事例1】

個人宅の造園工事現場において、庭の敷石を入れたモッコ（網状に編んだ運搬用具）を移動式クレーン（積載型トラッククレーン、吊り上げ荷重三トン未満）の荷台から吊り上げ、旋回したとき、移動式クレーンが横転し、荷台で玉掛け作業をしていた作業者が荷台から放り出され近くの水路に落ち被災した。

当時、移動式クレーンの操作は左右のアウトリガーを張り出さず、フロートを地面に降ろしただけの状態であった。

災害原因

- ・定格荷重を超える荷重をかけて使用したこと。
- ・アウトリガーを最大張出しにしないこと。
- ・移動式クレーンの運転者が無資格であったこと。
- ・移動式クレーンを用いて作業を行うときに転倒等の危険を防止するため、あらかじめ運搬する荷の重量、使用する移動式クレーンの種類、能力、移動式クレーンの設置場所等を考慮した作業計画を定めていなかったこと。

再発防止対策

- ・移動式クレーンを用いて作業を行うときは、その定格荷重を超える荷重をかけて使用しないこと。
- ・アウトリガーは原則最大限に張り出すこと。
- また、移動式クレーンの配置場所についてはアウトリガーを張出すスペースまで考慮すること。
- ・移動式クレーンの運転及び玉掛け作業は有資格者に行わせること。
- ・移動式クレーンを用いて作業を行うときは転倒等の危険を防止するため、あらかじめ運搬する荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮した作業計画を定めること。

【災害事例2】

食品工場の屋根改修工事において、資材を屋根に持ち上げるために移動式クレーン（ラフテレーンクレーン、吊り上げ荷重65トン）を使用して吊り上げ、建屋の屋根に降ろすために主ジブを傾けていたところ、移動式クレーンが傾き、横転し、ジブが建屋屋根に接触した。当時、アウトリガーは最大張出しをしていたものの、過負荷防止装置を解除していた。

災害原因

- ・定格荷重を超える荷重をかけて使用したこと。
- ・過負荷防止装置を解除し作業したこと。
- ・定めた作業計画を移動式クレーンの運転者に周知していなかったこと。
- ・作業計画に沿った作業を行わなかったこと。
- ・現場の実情に沿った作業計画を定めなかったこと。
- ・元請に相談することなく下請のみで作業計画を変更したこと。

再発防止対策

- ・移動式クレーンを用いて作業を行うときは過負荷防止装置を常時作動させること。
- また、移動式クレーン使用時に安易に過負荷防止装置が解除されないように、元請等の管理者が解除キーを保管する等により管理を徹底すること。
- ・作業計画を定めるときは現場周辺の状況を調査のうえ、実態にあった作業計画とすること。
- ・移動式クレーンを用いて作業を行うときは、定めた作業計画を関係労働者に周知すること。
- ・作業計画に沿った作業を行わせること。また、作業計画の変更は組織的に行い、変更後の作業計画を関係労働者に周知すること。

【基本的な事項を守る】

事例を2つご覧いただきましたが、いずれの現場においても想定外の事故が発生したというよりは、起こるべくして起こったと言えます。

前者は作業計画もなく、無資格で操作し転倒したもの、後者は元請の作業計画を無視して下請のみの判断で作業し、過負荷防止装置を解除してまで作業を進めた結果、転倒したというものです。

直接の原因は異なるものの、根底にあるものは「作業計画の策定、周知、徹底」という「基本的な事項」を守らなかったことによって発生したことです。

移動式クレーンに限らず、いわゆる“重機”と呼ばれるもののほとんどは、「資格を有すること」、「能力（吊り上げ荷重、積載荷重等）を超えないように使用すること」と共に、「作業計画を策定、周知、遵守すること」が求められています。

重機が、周辺で作業している作業者に接触した場合にトラブルとなった事例が、一方的に“重機の運転者が悪い”というものです。保険の過失割合等を考えるとそのような考え方に流れているようですが、このようなケースではほとんど「作業計画の策定、周知、遵守」がされていなかったことによる場合が多数あります。

広大なスーパーの駐車場を自動車で行き交っている場面を想像すると、例えば、白線もない、一時停止の標識もない、区画線もない、歩行者用の安全通路もない、誘導員もいない、という中で、自動車も歩行者も好き勝手に動き回るとすれば果して安全に自動車を走らせることができるでしょうか。

基本的なルールなしに作業することは前記自動車運転と同様な不安全状態で作業していると言え、接触事故が起こっても不思議ではありません。

【おわりに】

今回取り上げた事例は必ずしも“想定外なこと”ではなく、いずれは、災害として具現化し、作業者の負傷、周囲の建物の損壊等の多大な影響が発生すると予見可能な例です。

振り返って、移動式クレーンの使用のみならず、フォークリフトを使用した荷の移動、ドラグ・ショベルを使用した地山の掘削、ローラーによる転圧作業といった“重機”を使用している皆様の作業場所はいかがでしょうか。

他社との混在作業等においても「作業計画の策定、周知、徹底」が行われているのでしょうか。今一度ご確認いただき、災害が発生する前に、「作業計画の策定、周知、遵守」、そしてリスクアセスメントの実施等によりリスクの低減に努め、今日も無事故・無違反で作業を終えていただきたいと思います。

なお、平成31年3月1日以降製造された、つり上げ荷重三トン未満の移動式クレーンについては、定格荷重制限装置

（定格荷重を超えた場合、作動が自動停止する装置）や定格荷重指示装置（警報を発する装置）を備えることとなりましたので、ご承知おきください。



一般事業主行動計画（次世代育成関係及び女性活躍推進法関係）

「えるぼし2社」、「くるみん1社」認定しました！

鹿児島労働局雇用環境・均等室

鹿児島労働局は、以下のとおり女性活躍推進法に基づく認定（通称：えるぼし認定※1）企業として2社及び次世代育成支援対策推進法に基づく認定（通称：くるみん認定※2）企業として1社を令和元年8月29日に認定決定し、9月11日に認定通知書交付式を行いました。

なお、今回の認定により、鹿児島労働局管内における「えるぼし認定企業」が5社、「くるみん認定企業」が36社となり、九州・沖縄ブロックにおいて、いずれも福岡労働局に次いで2番目に多い認定数となりました。

(1) えるぼし認定企業

株式会社財宝（鹿屋市）

株式会社プロゴワス（鹿児島市）

2社ともに3段階の認定のうち最も高い評価となります。

また、株式会社プロゴワスは100人以下の企業として鹿児島労働局管内で初めての「えるぼし認定」企業となります。

(2) くるみん認定企業

南生建設株式会社（鹿児島市）

鹿児島労働局管内において、建設業では2社目の「くるみん認定」となります。



【左から南生建設(株)、小林労働局長、(株)財宝、(株)プロゴワス】

※1 えるぼし認定制度とは、女性の活躍推進に関する状況等について優良な事業主が、労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度です。

※2 くるみん認定制度とは、仕事と子育ての両立等について一定の要件を満たしている事業主が、労働局への申請により、子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定を受けることができる制度です。

この記事に関するお問い合わせ先

雇用環境・均等室 TEL：099-223-8239



事業主の皆さまへ

令和元年6月5日時点

※詳細については、今後省令において示される予定です。

～女性活躍推進法が改正されました～

一般事業主行動計画の策定義務の対象や女性の活躍に関する情報公表が変わります

※ 改正法は令和元年6月5日に公布。

事業主の皆さまにおかれては、下記の改正の内容をご覧ください、施行日までにご準備いただきますようお願いいたします。

労働者が101人以上の事業主の皆さまへ（施行：公布後3年以内の政令で定める日）

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、**常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大**されます。

（※）労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。

（※）今回新たに義務対象となる、常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主については、厚生労働省令で定める項目から任意の1項目以上を情報公表することが求められます。

労働者が301人以上の事業主の皆さまへ（施行：公布後1年以内の政令で定める日）

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、

- ① **職業生活に関する機会の提供**に関する実績、
 - ② **職業生活と家庭生活との両立**に資する雇用環境の整備に関する実績
- の**各区分から1項目以上公表**する必要があります。

女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし（仮称））を創設します

（施行：公布後1年以内の政令で定める日）

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定（えるぼし認定）よりも水準の高い「**プラチナえるぼし（仮称）**」認定を創設します。

なお、取得企業は、行動計画の策定義務が免除されます。

☆ 改正法の詳細な内容については、今後、労働政策審議会の議論を踏まえて、厚生労働省令、行動計画策定指針等によりお示しする予定です。

☆ 情報公表の際は、厚生労働省が運営する「**女性の活躍推進企業データベース**」をご活用ください。

（URL：<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>）

☆ 女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

☆ 一般事業主行動計画の策定等のお問い合わせについては、鹿児島労働局雇用環境・均等室までお問い合わせください。



鹿児島労働局 雇用環境・均等室 TEL：099－223-8239

令和元年 業種別死傷災害発生状況（令和元年10月末 速報版）

鹿児島労働局

	令和元年		平成30年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,509	11	1,471	12	38	-1
1 製造業	270	1	278	1	-8	0
1 食料品製造業	152	1	160		-8	1
4 木材・木製品製造業	24		21		3	
9 窯業土石製品製造業	12		15		-3	
11～12 金属製品製造業	26		15		11	
13～15 機械器具製造業	14		17		-3	
上記以外の製造業	42		50	1	-8	-1
2 鉱業	2	0	5	0	-3	0
3 建設業	236	4	234	4	2	0
1 土木工事業	94	1	88	2	6	-1
2 建築工事業	118	3	125	2	-7	1
3 その他の建設業	24		21		3	
4 運輸交通業	147	1	172	0	-25	1
1 鉄道・航空機業	2		8		-6	
2 道路旅客運送業	3		16		-13	
3 道路貨物運送業	141	1	147		-6	1
4 その他の運輸交通業	1		1			
5 貨物取扱業	26	0	20	0	6	0
1 陸上貨物取扱業	7		9		-2	
2 港湾運送業	19		11		8	
6 農林業	86	3	71	3	15	0
1 農業	36	1	34	2	2	-1
2 林業	50	2	37	1	13	1
7 畜産・水産業	79	0	67	0	12	0
8 商業	217	0	191	0	26	0
1 卸売業	37		24		13	
2 小売業	164		141		23	
3 理美容業	1		3		-2	
4 その他の商業	15		23		-8	
9 金融・広告業	13	0	14	1	-1	-1
11 通信業	19	0	21	0	-2	0
12 教育・研究業	12	0	11	1	1	-1
13 保健衛生業	213	0	204	0	9	0
1 医療保健業	83		91		-8	
2 社会福祉施設	128		108		20	
3 その他の保健衛生業	2		5		-3	
14 接客娯楽業	87	0	78	1	9	-1
1 旅館業	21		16		5	
2 飲食店	46		33		13	
3 その他の接客娯楽業	20		29	1	-9	-1
上記以外の事業	102	2	105	1	-3	1
10 映画・演劇業	0		0			
15 清掃・と畜業	60	1	60	1		
16 官公署	1		2		-1	
17 その他の事業	41	1	43		-2	1
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	148	1	156	0	-8	1
第三次産業（8～17）	663	2	624	4	39	-2

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

安全衛生教育促進運動が始まります

実施期間 令和元年12月1日～令和2年4月30日

主 唱 中央労働災害防止協会

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

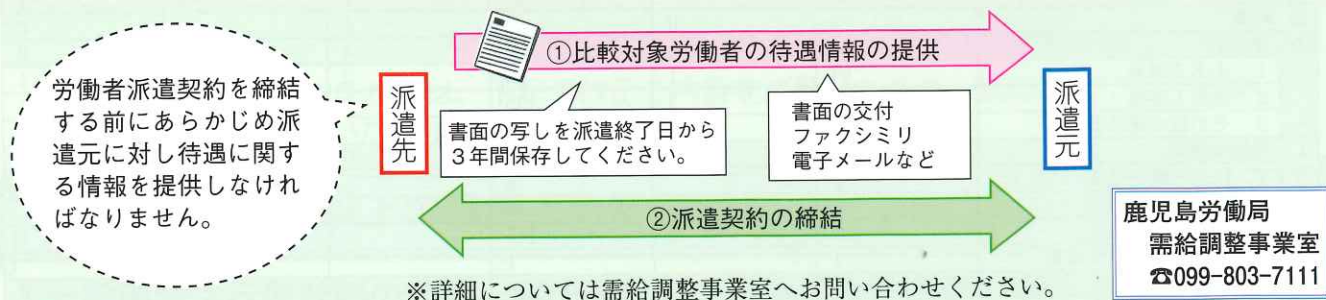
～年度初めに向けて安全衛生教育等を計画的に着実に実施しましょう～

～ 2020年4月1日から改正労働者派遣法が施行されます～

鹿児島労働局需給調整事業室

派遣労働者の同一労働同一賃金の実現に向けた改正労働者派遣法が施行されます。その中の「不合理な待遇差を解消するための規定の整備」について重要な点は以下の3つです。

- ①派遣労働者の待遇は、「派遣先均等・均衡方式」「労使協定方式」のいずれかの方式によって決めることが義務化されたこと
- ②派遣先は派遣元に対し、派遣先の労働者であって派遣元が派遣労働者の均等・均衡待遇を図るに当たって参考にする労働者の待遇等に関する情報を提供することが義務化されたこと。
- ③派遣元が上記①を遵守できるように、派遣先は派遣料金について配慮することが規定されたこと。



県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和元年9月分】

県内有効求人倍率	1.36倍（前月と同水準）
全国有効求人倍率	1.57倍（前月比0.02P減）

県内正社員有効求人倍率	1.02倍（前年同月比0.06P増）
全国正社員有効求人倍率	1.14倍（前年同月比0.01P減）

※本県の雇用失業情勢は、景気が緩やかに回復しつつあることや、それに伴う人手不足を背景として、令和元年9月の県内有効求人倍率（季節調整値）が41ヵ月連続で1倍台で推移するなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善していますが、今後の求人・求職の動きには注視してまいります。

平成31年4月1日～人材確保等支援助成金「働き方改革支援コース」制度新設

鹿児島労働局職業対策課

●働き方改革に取り組むうえで、人材を確保することが必要な中小企業が、新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る場合に助成します。

なお、働き方改革に取り組む中小企業とは、時間外労働等改善助成金の支給を受けた中小企業のことです。

働き方改革に取り組む中小企業が、時間外労働の縮減、設備投資及び生産性向上を図ってもなお、人材の確保が必要な場合に助成します。

<助成額>

◆計画達成助成	雇い入れた労働者1人当たり	60万円
	短時間労働者1人当たり	40万円
◆目標達成助成	労働者1人当たり	15万円
	短時間労働者1人当たり	10万円

※この助成金についてのご相談は、職業対策課（☎099-219-5101）へお問い合わせください。

令和元年度年末年始の交通事故防止運動が始まります

～県民総ぐるみで交通事故防止運動を展開しましょう～

運動期間 令和元年12月10日（火）～令和2年1月10日（金）

スローガン 年末年始 マナーアップで 事故防止

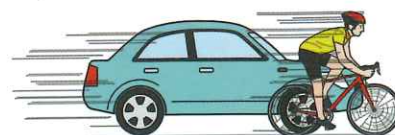
運動の重点 1 早朝、夕暮れ時、夜間の交通事故防止

2 高齢者の交通事故防止

3 飲酒運転の根絶

4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

5 自転車利用時の交通ルールの遵守とマナーの向上



主唱 鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

働き方・休み方改善ポータルサイトを活用して 働き方改革に取り組んでみませんか？

鹿児島労働局雇用環境・均等室



★ 全国の様々な業種、規模の企業の取組事例をご覧ください

URL <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



企業向け・社員向けの
自己診断ページへ

働き方・休み方に関する
企業の取組事例の検索ページへ



事例集やパンフレットのページへ

取組・参考事例一覧

働き方・休み方改善指標による診断を活用した取組・参考事例を見てみましょう。

「絞り込み検索」で見たい企業を絞り込みます。

また「表示設定」を押下すると、検索結果が複数ページある場合にページを選ぶことや、検索結果を当初の「ブロック形式」の表示から、一覧表形式で表示（働き方・休み方の取組内容に付けて）することができます。

絞り込み検索

フリーワード

改善の種類

☐ 働き方の改善
(長時間労働の削減)

☐ 休み方の改善
(年次有給休暇の取得促進)

その他の絞り込み項目

☒ 企業の取組内容

指定なし 都道府県別

指定なし 業種

指定なし 規模

指定なし 事例の種類

指定なし 指標

実態把握

並び順

公開日が新しい順

検索する

企業の取組内容 ?

☐ 経営トップによる呼び掛け ?

☐ 労使の話し合いの機会の設定 ?

☐ 業務の効率化 ?

☐ 年休の計画的付与制度の導入 ?

☐ テレワーク ?

☐ 朝型の働き方 ?

☐ ゆう活 ?

☐ 勤務間インターバル制度 ?

業種

☐ 鉱業、採石業、砂利採取業

☐ 製造業

☐ 情報通信業

☐ 卸売業、小売業

☐ 不動産業、物品賃貸業

☐ 宿泊業、飲食サービス業

☐ 教育、学習支援業

☐ サービス業(他に分類されないもの)

☐ 建設業

☐ 電気・ガス・熱供給・水道業

☐ 運輸業、郵便業

☐ 金融業、保険業

☐ 学術研究、専門・技術サービス業

☐ 生活関連サービス業、娯楽業

☐ 医療、福祉

☐ その他

規模

☐ 社員数1人～29人の企業

☐ 社員数100人～999人の企業

☐ 社員数30人～99人の企業

☐ 社員数1000人以上の企業

情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて

（公社）鹿児島県労働基準協会

令和元年7月24日付け鹿児島労働局長より、情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて通知がありましたのでお知らせ致します。

なお、ガイドラインは、本会ホームページからご覧下さい。

鹿労発基0724第2号の2

令和元年7月24日

公益社団法人

鹿児島県労働基準協会長 殿

鹿児島労働局長

情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて

日頃より労働衛生行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、パーソナルコンピュータ等情報機器を使用して行う作業における労働衛生管理については、平成14年4月5日付け基発第0405001号「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」（以下「VDTガイドライン」という。）によって行ってきたところです。

一方、ハードウェア・ソフトウェア双方の技術革新により、職場におけるIT化はますます進行しており、情報機器作業を行う労働者の範囲はより広くなり、作業形態はより多様化しています。従来のように作業を類型化してその類型別に健康確保対策の方法を画一的に示すことは困難で、個々の事業場のそれぞれの作業形態に応じたきめ細かな対策を検討する必要があります。

このような状況を踏まえ、情報機器を使用する作業のための基本的な考え方は維持しつつ、多様な作業形態に対応するため、事業場が個々の作業形態に応じて判断できるよう健康管理を行う作業区分が見直されました。また、情報技術の発達への対応及び最新の学術的知見を踏まえ、別添のとおり情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインがまとめられましたので、今後は、これにより労働衛生管理を行ってくださいますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、事務所において行われる情報機器作業を対象としたものですが、ディスプレイを備えた当該機器を使用して、事務所以外の場所で行われる情報機器作業等についても、できる限り本ガイドラインに準じて労働衛生管理を行ってくださいますようお願いいたします。

令和元年度鹿児島県 労働災害防止研修会の開催について

（公社）鹿児島県労働基準協会

令和元年度の労働災害防止研修会を下記により開催致します。

本県における労働災害は、いまだに多くの方が被災されており更なる災害防止の取り組みが必要です。

事業者におかれましては、令和2年度労働災害防止計画の参考となれば幸いです。

この機会に是非ご参加下さいますようご案内致します。

なお詳細な案内・申込み等は、本誌1月号に掲載の予定です。

日 時：令和2年 **2月14日（金）13：30～**

場 所：鹿児島県歴史資料センター 黎明館講堂（鹿児島市城山町）

参加費：無料

対象者：事業所の事業者、労働安全衛生担当者、職長等 業種は問いません。

内 容：最近の安全衛生行政について、労働災害防止に関する講演等（予定）

12月は職場のハラスメント撲滅月間です！

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！

～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～

※ 詳細については、今後指針において示される予定です。

ハラスメント対策 改正法施行時期

※ 改正法は令和元年6月5日に公布。

公布後1年以内の政令で定める日

※ パワーハラスメントの措置義務については、中小企業は、公布後3年以内の政令で定める日までの間は、努力義務となります。

中小企業の定義：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります）。
- パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

※ 企業規模等によって義務化の時期が異なりますのでご注意ください。

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の**3つの要素**をすべて満たすものです

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）

※ 適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません

- 職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後指針において示す予定です。
- 雇用管理上の措置の具体的内容（現行のセクハラ防止の措置義務の内容を踏まえて今後検討）
 - ▶ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
 - ▶ 苦情などに対する相談体制の整備
 - ▶ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

ハラスメント 特別相談窓口を開設します

～働く人も、企業の担当者も、お気軽にご相談ください！～

- 令和元年12月2日（月）～
- 受付時間 8時30分～17時15分（閉庁時刻）

※ 時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

- 住所 鹿児島市山下町13番21号鹿児島合同庁舎2階



鹿児島労働局雇用環境・均等室 TEL：099－223-8239

ヒアリへの対応について（再度の注意喚起）

（公社）鹿児島県労働基準協会

令和元年11月7日付け鹿児島労働局労働基準部長より、ヒアリへの対応について注意喚起がありましたのでお知らせ致します。なお、第2号通達は本会ホームページからご覧下さい。

鹿労基発1107第2号

令和元年11月7日

関係団体の長 殿

鹿児島労働局労働基準部長

ヒアリへの対応について（再度の注意喚起）

労働衛生行政の運営につきまして、日頃から格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、別添のとおり、平成29年8月4日付け鹿労基発0804第2号（以下「第2号通達」という。）において、特段の御配慮を賜りますようお願いいたしましたところです。

このような中、令和元年10月21日、首相官邸においてヒアリ対策関係閣僚会議が開催され、東京青海ふ頭において、50個体以上の女王アリが発見されるなど、これまでの事例とは次元の異なる事態の発生が確認されたことを踏まえ、環境省と中心とする関係省庁に対して、我が国へのヒアリ定着阻止のために、政府一丸となって取り組むよう指示がありました。

つきましては、貴団体におかれましても、第2号通達のとおり、ヒアリの特徴、生態、駆除方法、刺された時の対処方針等についてまとめられている環境省ホームページを参照の上、本件に関し、改めて会員や関係事業場に対する周知及び指導を行っていただくとともに、当該事業場が対策を実施される際には、特段の御配慮を賜りますよう、お願いいたします。

○環境省ホームページ

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/hiari.html>

令和元年度 2019年12月1日 ▶ 2020年4月30日

安全衛生教育促進運動

ストップ
STOP
労働災害

事業主の皆さん！

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが義務づけられています。



2019年2月から、
高所作業における
墮落制止用器具は
「フルハーネス型」の使用が原則
となり、特別教育の修了が
義務づけられました！

正しい知識で 職場を安全・健康に！

死亡者数は2015年から4年連続で1,000人を下回っていますが、休業4日以上の死傷者数は3年連続で増加しており、依然として予断を許さない状況にあります。そこで、事業場の安全衛生活動の活性化、安全衛生教育の充実が求められています。

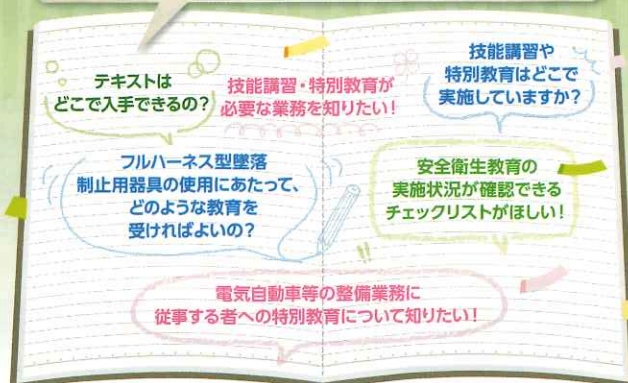
特に、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、改正安全衛生教育等推進要綱で実施対象に追加された安全推進者、荷役災害防止担当者、化学物質管理、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育・研修の推進、安全衛生業務従事者への能力向上教育が大変重要となります。

また、2019年2月には、高所作業における墮落制止用器具は「フルハーネス型」の使用が原則となり、特別教育の修了が義務づけられました。その徹底を図ることも大切です。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会（中労防）が主唱し、厚生労働省の後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）等および全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。
中労防は2018年度を初年度とする国の第13次労働災害防止計画や、国の「安全衛生教育等推進要綱」（2016年10月12日付け基発1012第1号）の趣旨を踏まえ、この運動を広く展開していくこととしています。



安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください。

詳しくはこちら 安全衛生教育促進運動 で 検索

安全衛生教育に関する相談窓口はコチラ

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 03-3452-6296（中労防本部）

メール jisha-soudan@jisha.or.jp

協賛団体

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）、一般社団法人新南東労働衛生医学協会、一般社団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人救急工学協会、一般社団法人全国労働教育推進協会、一般社団法人日本フローリング協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンソシアツト会、公益財団法人安全衛生技術振興協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益財団法人建設機改善同安衛生協会、公益財団法人産業安全技術協会、公益財団法人全国労働衛生団体連合会、公益財団法人日本作業環境測定協会、公益財団法人日本産業衛生学会、公益財団法人日本保安用品協会、公益財団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術振興会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構（順不同）

【厚生労働省補助事業】荷役ガイドラインに基づく

荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会のご案内

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部

陸上貨物運送事業の労働災害の70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらにその70%は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では平成25年3月に「**陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン**」を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しました。本年度は、この荷役ガイドラインに示された「荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育（荷主等向け）」を全国47か所で開催していますが、鹿児島県では下記日程により行います。

この講習会は、荷役ガイドラインの教育カリキュラムに基づいて実施されるもので、**荷主等の自社の労働者の労働災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォークリフト、クレーン、ロールボックスパレット等による災害防止に関する内容**も含まれています。荷主等の企業の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。講習会の空き状況は陸災防本部のホームページによりご確認ください。

～講習会の主な内容～

- 開催日時 **令和2年1月17日(金) 13時00分 ～ 17時00分**
- 開催場所 鹿児島サンロイヤルホテル（住所：鹿児島市与次郎1丁目8-10）
- 講習会の内容
 - 荷役作業における労働災害の現状と荷主等に求められる役割（鹿児島労働局担当官）
 - 荷役災害防止担当者教育（陸災防安全管理士）
 - 質疑応答
 - アンケート記入

4 定員 50名（先着順です。）

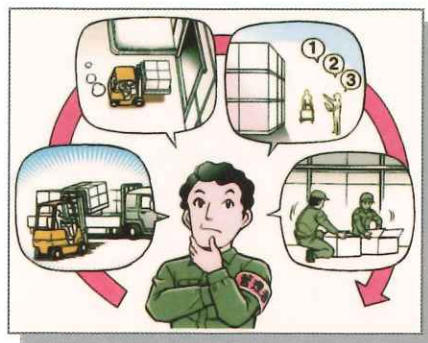
5 参加費及びテキスト代 **無料**

6 参加申込み

下記参加申込書にご記入し、**陸災防鹿児島県支部までFAXでお申し込みください。**（お問い合わせ先：099-284-6217）
なお、受講票等は送付いたしません。

7 修了したことを証する書面

本講習会を受講された方には、**修了したことを証する書面**をお渡しします。



陸災防鹿児島県支部FAX：099-261-3113

荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会参加申込書

参加者氏名		
事業場名	(業種：)	
住所 電話番号 ご担当者氏名	〒 TEL	ご担当者

参加申込書にご記入いただいた情報は、本説明会以外には使用いたしません。

令和2年1月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講 習 名		講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
技 能 講 習	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	【全科目者】 1/20～1/24	12/9～12/13	【全科目者】 会員 66,400円 一般 67,400円	
		【科目免除者】 1/20～1/21		【科目免除者】 会員 36,700円 一般 37,700円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了者
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	1/23～1/24	12/9～12/13	会員 13,080円 一般 14,080円	
	玉 掛 け	1/27～1/29	12/16～12/20	【全科目者】 会員 22,440円 一般 23,440円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、 移動式クレーン運転士、揚貨 装置運転士免許所持者
				【科目免除者】 会員 20,240円 一般 21,240円	・床上操作式クレーン運転技能 講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能 講習修了者
	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 2/3～2/7	1/6～1/10	【全科目者】 会員 31,450円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
		【科目免除者】 2/3～2/4		【科目免除者】 会員 20,450円 一般 21,450円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	石綿作業主任者	2/6～2/7	1/6～1/10	会員 13,080円 一般 14,080円	
特 別 教 育	アーク溶接等	1/20～1/22	12/9～12/13	会員 18,700円 一般 22,000円	
	研削といしの取替え等 (自由研削用)	1/27	12/16～12/20	会員 11,220円 一般 12,320円	
	クレーン運転	2/3～2/4	1/6～1/10	会員 17,080円 一般 20,380円	
そ の 他	安全管理者選任時研修	1/30～1/31	12/16～12/20	会員 16,940円 一般 21,340円	

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。